

Q 今年3月に退職して、現在無職です。所得が無いのに市県民税の納税通知書が届きましたが、どうしてですか？

A 市県民税は前年(1月～12月)の所得に対して課税されます。現在は無職でも前年中に一定以上の所得があれば、課税されます。



教えて 納税通知書

市民の皆さんから問い合わせの多い質問を紹介します。

平成25年度 市民税・県民税

所得等内訳		所得金額
給与収入	3219036	2019036
雑所得	2019036	
所得		2019036

「雑所得」は、公的年金の収入を所得に計算し直したものと

Q 収入が公的年金だけなのに、納税通知書の所得欄に「雑」と書いてありますが、これは何ですか？税金を計算する際、公的年金の収入金額を「所得」に計算し直し、「雑所得」として記載します。



Q 私は夫の扶養家族になっているのに納税通知書が届きました。どうしてですか？

A 給与収入103万円(所得38万円)までは、税金上の扶養に入ることができます。しかし、市県民税は税金上の扶養家族がいなくても、給与収入97万円(所得32万円)を超えると、均等割が課税されます。

特集

市県民税のお知らせ

市県民税(個人住民税)は、その年の1月1日現在、市内に住んでおり、前年中に所得があった人に課税されます。課税される人に、6月中旬から納税通知書を発送しますので、各納期限までに忘れずに納めてください。

今年度の納期限

第1期→7月1日(月) 第2期→9月2日(月)
第3期→10月31日(木) 第4期→来年1月31日(金)

問▶市民税課
(☎(71)2214)

市県民税の軽減または免除ができます

- 減免種類/対象者/対象税額/申請期限 下表のとおり
 - 申し込み 市民税県民税減免申請書を申請期限までに市民税課へ
- ※申請書は同課・市公式ウェブサイトで配布。

減免種類	対象者	減額・免除の対象税額	申請期限
生活保護減免	本年1月2日以降に生活保護法の規定による保護を受けている人 ※本年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助受給者は今年度の市県民税は非課税。		
死亡減免	本年1月2日以降に亡くなり、昨年中の合計所得金額が500万円以下の人 ※本年1月2日以降に死亡した場合は、家族に納税通知書を送付。	申請の日以降に納期が到来する市県民税額の全額	普通徴収の各納期限の7日前まで ※第1期→6月24日(月) 第2期→8月26日(月) 第3期→10月24日(木) 第4期→来年1月24日(金)。
勤労学生減免	賦課期日に勤労学生であり、昨年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち不動産所得など自己の勤労によらない所得が10万円以下の人		
所得減少減免	昨年中の合計所得金額が500万円以下であり、病気・けが・会社都合などによる退職などで、今年の所得が昨年の半分以下になると見込まれる単身世帯の人または扶養親族のある人	申請の日以降に納期が到来する市県民税額の半額	
災害減免	火災など災害の被害を受けた人	被害に応じた規定の金額	災害の日から30日以内

- 納付方法 次の3つの方法があります。
 - 普通徴収 各納期限(上記参照)までに、口座振替または金融機関などで直接納付
 - 給与からの特別徴収 6月～来年5月の給与から引き落とし
 - 公的年金からの特別徴収 4月1日時点で65歳以上の年金受給者は、公的年金所得に係る市県民税を公的年金から引き落とし ※初年度と2年目以降では納付方法・税額の計算方法などが異なります。(左表参照)
- | 公的年金の特別徴収税額 | | | | | | |
|-------------|-------------------|----|------------------|-----|-----|----|
| ◆特別徴収開始年度 | | | | | | |
| 月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | |
| 納付 | 普通徴収(口座振替または直接納付) | | 年金からの特別徴収(引き落とし) | | | |
| 税額 | 年税額の1/4ずつ | | 年税額の1/6ずつ | | | |
| ◆2年目以降 | | | | | | |
| 月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 納付 | 年金からの特別徴収(引き落とし) | | | | | |
| 税額 | 前年度2月と同額ずつ | | 年税額の残り1/3ずつ | | | |
- 所得割が課税されない人 前年の総所得金額等が次のいずれかの人の人
 - 扶養親族がいらない人は、35万円以下
 - 扶養親族がいる人は、35万円×(1+扶養親族数)+32万円以下
 - 均等割が課税されない人 次のいずれかの人の人
 - 扶養親族がいらない人は、前年の合計所得金額が32万円以下
 - 扶養親族がいる人は、前年の合計所得金額が、32万円×(1+扶養親族数)+18万9000円以下
 - 生命保険料控除制度の改組 控除対象となる生命保険料の種類が拡充されました。昨年1月1日以降に締結した生命保険契約などについて、新制度の生命保険料控除が適用されることになりました。